

事業主様

西日本パッケージング健康保険組合
理事長 三木 秀一

オンライン資格確認開始に伴うマイナンバーの確認について（お願い）

平素は、当健康保険組合の事業運営に、ご理解とご協力を頂きましてお礼申し上げます。

さて、令和 3 年 3 月から医療機関・薬局の受診時に、健康保険の「オンライン資格確認」が開始されます。

「オンライン資格確認」では、マイナンバーカード（※）や保険証の提示により、医療機関等の窓口で資格の確認を行うシステムで、そのシステムはマイナンバーを基にして構築されております。

当健康保険組合では、「被保険者資格取得届」や「被扶養者（異動）届」によりいただいたマイナンバーは注意を払って入力し二重チェックを行い、正確に入力しています。しかしながら、当健康保険組合では、届出いただいたマイナンバーが本人のものではなく別人のマイナンバーであるかどうかまでわかりません。マイナンバーの入力時には、チェックデジットの間違いのチェック機能しかありません。間違ったマイナンバーをキーにして別人の個人情報がシステムに登録されていてもわからない状況です。間違ったマイナンバーのままですと、「オンライン資格確認」が始まった場合、医療機関等で別人の個人情報が表示される可能性があります。

つきましては、健康保険組合に届出済みのマイナンバーについて、誤りがいないか、変更されていないか、もう一度確認していただきますようお願いいたします。特に、**マイナンバーの通知書やカードを紛失されて、マイナンバーを変更されている方がおられますので、お手数をおかけしますが確認をお願いします。**

もし、誤りや変更が確認できましたら、別添の「個人番号（マイナンバー）登録・変更届」に記載して届出させていただきますようお願いいたします。

なお、個人情報の漏えいの観点から当健康保険組合が保有しているマイナンバーは紙や電子媒体に出力できるような仕組みがありませんので、マイナンバーの登録一覧表はお渡しできません。当健康保険組合の職員もマイナンバーは一件ずつしか確認できませんし、閲覧できる職員も限定されています。よって、健康保険組合から事業主様へは確認用のデータをお渡しできませんのでご了承ください。

記

1 確認のお願いの経緯

- ・現在、全国の健康保険組合と協会けんぽ等は、共同のデータベース（中間サーバー）にマイナンバーをキーとして個人情報を登録しております。
- ・今回、オンライン資格確認の開始にあたり、中間サーバーから必要事項を抽出してオンライン資格確認システムを構築します。
- ・医療機関や薬局は、このオンライン資格確認システムを利用します。
- ・中間サーバーには、マイナンバーとの方が同じ人物かどうか確認するシステムがありません。

- ・マイナポータルで、加入者自身がご自分の情報を閲覧できるようになります。
- ・したがって、間違ったマイナンバーで登録していた場合、医療機関や薬局または加入者本人が、別人の個人情報を閲覧してしまう可能性があります。

2 届出誤りや変更のパターンと確認方法とその限界

- (1) 取得届に一段目の方と2段目の方の記入を間違えた
：取得届の決定通知書にはマイナンバーは記載されていません。届出時の控え（コピー）があれば確認をお願いします
- (2) 家族の第1子と第2子を入れ違えた（実際に1件ありました）
：異動届の決定通知書にはマイナンバーは記載されていません。届出時の控え（コピー）があれば確認をお願いします
- (3) マイナンバーの通知書やカードを紛失したためマイナンバーを変更した（実際に2件ありました）
：従業員（被保険者）の方に、マイナンバーを変更していないか確認してください
- (4) 平成27年10月以降の初期登録データの確認
：当時いただいたデータは削除しておりますので、確認方法はありません

∴確実に確認していただけるのは、(3)のみですので、従業員（被保険者）の方に、諸事情でマイナンバーを変更していないか（ご家族も含めて）確認をお願いします。

3 他の確認方法と課題

- ・被扶養者の認定時に「課税・非課税証明書」をマイナンバーで取得している場合は、本人確認ができています。
- ・また、毎年秋に実施しています「被扶養者の認定状況の確認」作業時に「課税・非課税証明書」をマイナンバーで取得する予定ですので、その時に確認が可能です。
- ・課題：被保険者と「課税・非課税証明書」をマイナンバーで取得しなかった被扶養者（「子」など）は確認ができない。

以上、いろいろな課題が解決されないまま「オンライン資格確認」が開始されます。

もしマイナポータルや医療機関等の窓口で、別人の情報を閲覧した場合は、早急に当健康保険組合に連絡していただきますようお願いいたします。

※ マイナンバーカードを保険証として利用する場合の注意点

- ・マイナポータルで「事前登録」作業が必要です。別添リーフレット「2021年3月（予定）からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります！」をご参照ください。

以上